

2024年6月17日

厚生労働大臣  
武見 敬三 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博

## ジェンダー平等社会の実現を求める要請書

ジェンダー平等社会の実現にむけ、尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域におけるジェンダー平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めています。

2023年6月に閣議決定・公表された「男女共同参画白書」では、女性の8割以上、男性の7～8割が、女性に家事・育児等が集中していることが、職業生活において女性の活躍が進まない理由と考えています。2024年6月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中118位となっており、先進国の中では依然として最低水準にあり、さらなるジェンダー平等の推進が求められています。

つきましては、ジェンダー平等社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

(◎は、重点要求項目)

### 記

#### 1. ジェンダー平等社会の実現

(1) 女性活躍推進法による行動計画策定を100人以下の事業主においても義務化すること。

(2) 職業における男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善、同一労働同一賃金の実現にむけて取り組みを強化すること。

◎(3) 男性による育児・介護がより促進されるよう、育児・介護に理解ある職場環境づくりなどの取り組みを強化すること。

(4) 女性の人権やリプロダクティブ・ヘルス・ライツを尊重する施策に取り組むこと。

#### 2. ワークライフバランス社会の実現

(1) 労働時間の短縮にむけ、必要な施策を総合的、効果的に推進すること。

(2) 不妊治療を受けながら安心して働き続けることができるよう、施策の拡

充と周知の徹底、職場の環境整備のための具体的な措置を講じること。

### 3. 暴力とハラスメントの防止にむけて

- (1) 職場におけるあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会となるようセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメントなどのハラスメントの防止にむけた施策を推進すること。
- ◎(2) 就活生や取引先などに対するハラスメントならびに顧客など第三者からのカスタマーハラスメントも含めたハラスメントそのものの禁止を義務付ける法整備を行うこと。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。

### ◎4. L G B T Q +を含めたジェンダー平等の推進

L G B T Q +の当事者が自分らしく暮らし、働くことができる社会を実現するため、当事者への差別禁止など、人権保障にむけた法整備を行うこと。

### 5. ジェンダー平等に関する I L O 未批准条約の早期批准

I L Oにおける男女平等に関する次の条約を早期に批准すること。

- (1) 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 ( I L O 第111号条約)
- (2) パートタイム労働に関する条約 ( I L O 第175号条約)
- (3) 母性保護改正条約の改正に関する条約 ( I L O 第183号条約)
- (4) 仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約 ( I L O 第190号条約)

以 上